

ということでの選任をし、議会の同意を得たところである。今回の問題は、私同様に深く反省し、処分、進退を含めて慎重に検討した。ただ、副町長は一般公務員と違い、副町長を処分することは町政の進展に関わる重要な時期であるので、慎重に判断して今回の処置とした。

**問** 副町長を解任する考えはないのか。  
**答** 今回のことは、我々の不徳、不注意であり、深く反省をしている。ただ、そのことで、浦田副町長を罷免するという考え方はない。皆さんからご注意、ご指摘をいただきながら、最終的な判断は、後ほど提案をしている処分です。今回の私たちの間違いを皆さん方に改めて報告し、ご理解をいただきたいと考えている。

**問** 他町にも責任分担を求めているが、町長自身の問題ではないのか。  
**答** もちろん私自身の問題であり、責任の転嫁をするつもりはない。

**問** 辞任する決意はないか。  
**答** 今の時点で辞任するという気持ちはない。責任の取り方はいろいろあると思うので、引き続き町民の皆様方にご迷惑をお掛けしたことについて深くお詫び申し上げると同時に、適正に行動できるような反省し、今後の行政に関わらせていただければと思っています。

**問** 特別職の退職金の支給について、現状、経過の説明を求めます。  
**答** 当町のように事務組合に委託

をしている団体は、組合条例に基づいて執行しており、最終的には組合議会に諮ることになる。その前段として一部事務組合を組織している愛媛県下の6市9町および宇和島地区広域事務組合などそれぞれの議会の議決が必要となることから、現在市町などの一部の職員が組合を脱退する場合における構成団体等と与える影響や手続き等について、調整協議を行うとともに、制度等慎重に精査をしながら、対応している。当町としては、今後とも引き続き組合を構成する団体との協議を図りながら、住民の方々にも十分ご理解をいただける退職金制度のあり方について協議、検討をしていきたいと考えている。

### 清家 茂 議員

#### 〈御開山開拓地の今後について〉

**問** 開拓地、耕作地の保全をどのように考えているか。  
**答** 現在、新しく養鶏と養豚農家が進出し、畜産経営を行っている。また、平成14年度に、県営事業により農業用水路を整備するなど営農条件の整備に努めてきたが、高齢化や担い手不足により、大根などの畑作や水稲作は衰退し、遊休農地や荒廃農地が多く見られるような状況となっている。このような現状にはあるが、御開山は、高冷地という営農上の有利性もあるので、引き続き農地の流動化を推

進するなど、農地の有効活用や保全に努めていきたい。

#### 〈地域防災計画と自主防災組織の有効なあり方について〉

**問** 昭和59年の「宇和島市及び北宇和郡内町村による消防相互応援協定は、合併した現在も有効か。

**答** 合併後、協定内容の見直しと合わせて、再度新たな市町間で締結すべきとの考え方のもと、協議調整をしていたが、平成17年度に愛媛県が主体となり、合併前の「愛媛県消防広域相互応援協定」を見直し、全市町の同意のもと平成18年3月1日に新たな「愛媛県消防広域相互応援協定」が締結されている。この協定では、県下の全市町が相互に応援体制を構築する旨を明確に規定している。これにより、「宇和島市及び北宇和郡内の町村による消防相互応援協定」は「愛媛県消防広域相互応援協定」に包括されることになったところである。

**問** 防災点検の日は設置されているか。  
**答** 町が統一して「防災点検の日」を設定するのではなく、各自自主防災組織が自主的に設定することとなっている。具体的には、各自自主防災組織が地区の住民に対し、防災に対する正しい知識や防災思想の普及を図るため、町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、災害等発生に備えることを目的として、平

常時において諸活動を行うために制定している。現状は、20箇所の自主防災組織で、「防災点検の日」を定めているところはないが、必要に応じて訓練等を実施している組織はある。

**問** 鬼北町防災の日を定め、消防団と合同訓練を実施してはどうか。  
**答** 自らの生命と財産を守るという意識を醸成するためにも、更には住民全てが災害に備えるという危機管理上からも、検討する価値があると考えている。消防委員会および消防団並びに自主防災組織等の代表者と設置に向けた協議・検討をしていきたい。

### 福原 良 夫 議員

#### 〈保育料金について〉

**問** 町独自の保育料徴収基準を作り、保護者の経済的負担の軽減を図るべきではないか。  
**答** 町では、国の基準に準じ算定しているが、階層については、さらに細分化して18段階とし、階層による保護者の負担を平準化し、負担の緩和、公平な算定に努めている。また、今年度から、3人以上入所している世帯は、3人目の保育料を、基準額の50%としているところ、10%に改正し、保護者の負担の軽減を図っている。8月現在の入所児童の平均保育料は、2人以上入所の減額保育料も含むと、3歳未満児が2万1千円、3歳以上が2万2千5百円となつて